

令和8年度小荷物運送業務(単価契約)の仕様書内容変更点と補足説明

中国四国農政局会計課

仕様書内容の変更点

番号	変更点（令和8年度）	変更前（令和7年度）
1	<p>仕様書 2 業務仕様 (5)受注者は、発注者の依頼があった場合、小荷物を受取指定人へ引渡す際の受領印の写し又はサイン等受領したことがわかるものを提出すること。若しくは、小荷物を受取指定人へ引渡したことが確認出来る配達記録を必要に応じ提出すること。</p>	<p>仕様書 2 業務仕様 (5)乙は、小荷物を受取指定人へ引渡す際に受領者から受領書に受領印を捺取するものとし、甲の依頼があった場合は、小荷物を受取指定人へ引渡す際の受領印の写しを提出すること。</p>

仕様書の補足説明

1	<p>仕様書 2 業務仕様 (4)「着払い」は局及び拠点並びに事業(務)所の担当者が、局及び拠点並びに事業(務)所以外の場所での集荷を依頼し、配達先を局及び拠点並びに事業(務)所とするものである。 補足：上記「着払い」時の集荷場所の範囲については、仕様書別紙1「集荷場所一覧」のほか、受注者の最寄りの営業所等及び依頼人の自宅を想定していますが、他に管外農政局、管外各県拠点及び管外各國営事業(務)所集荷の場合もあり得ます。</p>
2	<p>仕様書 2 クロスコンプライアンスについて (省略) 補足：令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で”環境負荷の低減に取り組む”ことが重要とされたところです。 詳細は農林水産省HPにて「みどりの食料システム」などで検索していただき、ご理解のほどお願いいたします。</p>